

州宮腰津。即國朝正中元年也。徑抵能州。省觀笠山和尚云々。後至加州河内庄吉野鄉。愛其峰巒幽寂適安禪。縛茆而居焉。未幾參徒廣衆。土民子來。就其地以營紺宇。遂名其山曰獅子。寺曰祇陀。竣工日迎爲開法。明峰以衣偈賜之。

晚年退歸肥後。廬于鳳儀山。即今之聖護寺是也云々。と以上今要文を摘するのみ。本朝高僧傳には、省觀明峰於大寒。

銅洞上法。入鳳凰山。誓不下山者。殆垂二紀。因有偈曰。艸屋單丁二十年。未持一盞。望人煙。千林果熟摘籃拾。食罷溪邊枕石眠。四衆歸鄉。土木興作。號祇陀寺。とあり。其の吉野なる寺址は、鶴來の奥にて能く世人の知る所なり。吉野十境とて祇陀寺の寺跡なる吉野村の近邊にあり。其の作詩は大智偈頌と稱し、世に流布し、雲水行脚の旅僧といへども携へざるなきにても、禪師の美名世に轟くを知るべし。因に云々。一書に、大乘寺中興月舟和尚の法嗣正山和尚は、其の初め金澤祇陀寺にて得度す。于時僅六歳、名を萬十と呼べり。或時祇陀寺へ來客ありて、茶菓子に餌頭を出す。客取つて小僧に與へけるに、其の坐にて食す。月舟和尚之を見て、汝萬十餌頭を食ふは如何と戯言す。小僧答へ

もの、此の地蔵尊に祈願するに、必ず靈異ありとて參詣する人多く、平癒する時報賽として、粥餅を手向くるならはしなりといへり。

○十一屋

此の地は野田寺町の町端にて、其の初め泉野新村の村地をば相對請地となし、茶店を開かんが爲め町家を建てたり。其の戸數十一軒なりしゆゑ、十一屋と呼びたりしが、後追々増加して家屋連櫓すれど、尙十一屋と呼べり。文政四年二月郡地のヶ所、金澤町奉行の支配と成りし時、泉野村領町端十六軒之間は十一屋と可唱とあり。是町名を十一屋と稱する起原也。但し十一屋の名は、此の時始りたるにあらず。

遂に以前よりの俗稱也。今は野田寺町に屬せり。

○十一屋村

此の村落は、舊藩中の村名媛に、泉野十一屋村とあり。或は泉野新百姓とも記載す。舊傳に云々。昔泉野村の農民出作り小屋を建て、此の地邊を開墾せしに、遂に一村の如く成りたり。故に泉野新百姓と稱す。然るに其の戸數十一軒なりしを以て十一屋と呼べり。十一屋の名は、此の村家よ

り溢觴すといへり。按するに、十一屋村の名は、改作所舊記に載せたる萬治二年九月改作奉行の達書に、石川郡十一屋村と見り、延寶六年金澤廻島地取調書にも十一屋と載せたり。龜尾記に、十一屋といふは泉野村の支村なれども、今は一村建となる。といへり。今按するに、萬治二年の達書等に、既に十一屋村と載せたるを見れば、一村建となりたるも古き事にて、輓近の事に非ずと聞ゆ。尙追考すべし。

○十一屋竹林

改作所舊記に載せたる萬治二年九月改作奉行の達書に、竹藪村々とて擧げたる石川・河北兩郡の村落中に、十一屋村。泉村と記載し、右山奉行由比勘兵衛より被申越。如例年竹卷申付云々。と見り、同三年十月由比勘兵衛の書簡に、石川郡泉野十一屋御林竹藪とて、石川郡八ヶ所御林竹藪のヶ所なるよし記載すれば、十一屋の竹林は、往古より藩の竹藪なりし事知るべし。津田鳳卿の梧崗文稿に、箇籠叢散在石川郡中者。凡三十七所。其大者泉村御林云々。毎年遣中射士。伐採數千幹。衰廢相尋。吾恐後人乏用。兵政長官宜注意于此云々。といへり。右御林の竹といふは、箇籠をい

て大魚吞小魚の語を以てす。客其の幼稚にして頓機を感じ。すとあり。今按するに、此は大智禪師の事を過聞せしものなるべし。

○祇陀寺涅槃像

此の盡像は、甚だ古盡にて、兆殿司の筆跡なりといへり。元と白山比咩神社の什物にて、往古白山寺繁昌せし頃の遺品なりと。涅槃像は、二水記に、享祿三年二月十五日午前。詣御靈社。中院同道也。詔報恩寺神涅槃像了。ともありて、往古より一月十五日諸人に拜せしむる習俗なりけん。白山にて從前は毎年二月十五日此の涅槃像を展しけるゆゑ、是を見んとて參詣人甚だ群をなしたり。然る處明治二年神佛混淆御廢止に付き、此の盡像をば舊藩社寺方へ引揚げ、祇陀寺は無檀の寺なるにより、寺産の助成とも可成とて渡され、是より當寺の什物とは成りたり。

○祇院寺地蔵堂

此の地蔵菩薩の石像は、元と野田往還なる大乘寺別れ道の路傍にありしを、近世祇陀寺の境内へ移したり。俗傳に云ふ。此の地蔵は靈驗殊にあらた也。且小兒等の頭瘡を病む